

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会職員採用試験要項

1. 試験区分 正規職員（相談員）

2. 採用予定人員 1名

3. 受験資格

次の（１）～（３）をすべて満たす者

（１）学歴：学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者、または平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みのある者

（２）年齢：昭和48年4月2日以降に生まれた者（採用時満45歳未満）

（３）資格：社会福祉士または保健師資格を有する者（国家試験合格者も可）、かつ普通自動車運転免許（AT限定可）を有する者

（４）次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4. 勤務の条件

（１）採用年月日 平成31年4月1日予定

ただし、採用の日から6か月間を試用期間とします。

（２）職務内容 社会福祉協議会地域福祉事業

（３）就業場所 長浜市社会福祉協議会が事業を実施する場所（長浜市内）

（４）給与等

① 給与： 月額172,200円～月額196,000円

職歴等がある者に対しての給与は、試用期間中の実績を考課し上記の範囲で初任給を決定します。

※原則として毎年1回昇給

②手当等： 家族手当、住居手当、通勤手当、賞与（期末手当・勤勉手当）等をそれぞれの支給要件に基づき支給。

③賞与（期末手当・勤勉手当）：年間3.95か月分を2回に分けて支給

※この給与額等は、平成30年度実績

（５）就業時間等

① 就業時間 通常 8時30分～17時15分 休憩60分

所定労働時間 週38時間45分

業務内容により月単位での変形労働制

※事業の都合により始業時刻、終業時刻の繰上げ、繰下げ有

- ② 休日 週休2日制（通常 土、日、祝、12/29～1/3）
年間休日日数：121日（平成30年度見込）
※ そのほかに夏季休暇、特別休暇、有給休暇制度あり
※ 配属先により、シフトによる指定体制となる場合があります。

(6) その他

- ① 社会保険等：健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険
② 退職金制度：あり
③ 定年：60歳 再雇用65歳まで

5. 試験の方法および内容

- ・試験内容 教養試験・面接試験
(教養試験はいずれも択一式による解答とします。)
- ・試験日時 平日を予定（受験申込み後調整します）
- ・試験会場 長浜市社会福祉協議会 法人本部（予定）
(長浜市役所湖北支所3F 長浜市湖北町速水2745)

6. 受験手続きおよび受付期間

(1) 必要書類等

- ① 受験申込時に必要な書類等
- a 受験申込書 1通（【別紙様式】の受験申込書）
 - b 自筆履歴書 1通（最近3か月以内に撮影した写真貼付のもの）
 - c 職務経歴書 1通（職務経歴がある場合）
※履歴書、職務経歴書は、試験時に提出でも結構です。

② 受験時に必要な書類等

- d 資格証 原本とコピー1部（原本は当日返却します。）
- e 運転免許証 原本とコピー1部（ ” ” ）
- f 自筆履歴書 1通（申込時未提出の場合）
- g 職務経歴書 1通（ ” ” ）
- h 筆記用具（ボールペン・HBの鉛筆・消しゴム）

(2) 受付場所

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 総務課
〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745 番地
長浜市役所湖北支所3階

(3) 申込受付期間

随時

持参の場合は、月曜日から金曜日の9時から17時まで受け付けます。

(但し、祝日は除く。)

郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きして、必ず簡易書留により送付してください。この場合、締切日までに到着したものに限り受け付けます。

7. その他

- (1) 身体に障害があり、配慮を必要とする場合は、申込受付期間中に長浜市社会福祉協議会 総務課まで連絡してください。
- (2) 不合格者につきましては、提出いただいた「書類等」は、結果通知と同時に返させていただきます。

(問い合わせ先)

〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町 2745 番地

長浜市役所湖北支所 3階

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 総務課 担当：清水

TEL 0749-78-8294 FAX 0749-78-8800